

ハマエンドウ生育地保護区の指定(案)について

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)(以下「条例」という。)第21条第1項に基づき、希少野生動植物種の保護に関する生育地保護区を指定したいので報告します。

1 指定する生育地保護区

近江舞子ハマエンドウ生育地保護区(大津市南小松)

和邇今宿ハマエンドウ生育地保護区(大津市和邇今宿)

2 生息・生育地保護区とは

条例第21条では、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、個体の生息地または生育地を生息・生育地保護区に指定できると規定されています。

生息・生育地保護区においては、保護対象となる希少野生動植物種の捕獲等が禁止されるとともに、土地の改変等、生息・生育環境に変化をもたらす各種行為を実施するにあたっては、事前の届出によって自然環境の保全について配慮を求めることとしています。

3 ハマエンドウとは

滋賀県レッドデータブック2015年版で「絶滅危惧種」に選定された海浜性のマメ科の植物で、条例では捕獲等を禁止する指定希少野生動植物種に指定されています。県内では比良川や愛知川の河口周辺を含む琵琶湖岸に分布しています。

4 経過

令和2年4月～

保護区予定地の保護対象種の生物・生息状況の情報収集と指定区域の検討、関係機関への説明・調整等、地元説明

10月5日

滋賀県環境審議会自然環境部会へ諮問

12月8日

野生動植物との共生に関する検討会にて協議

12月22日

滋賀県環境審議会自然環境部会にて指定案の審議

令和3年1月22日

滋賀県環境審議会自然環境部会から答申

2月5日～18日

公告・縦覧

5 今後の予定

令和3年3月9日

環境・農水常任委員会へ指定(案)報告

3月

指定告示



近江舞子ハマエンドウ生育地保護区指定（案）の概要

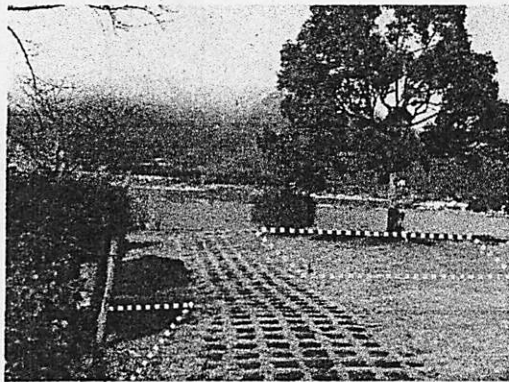
- 所在地 滋賀県大津市南小松
- 面積 0.03 ヘクタール

○ 環境管理の指針の概要

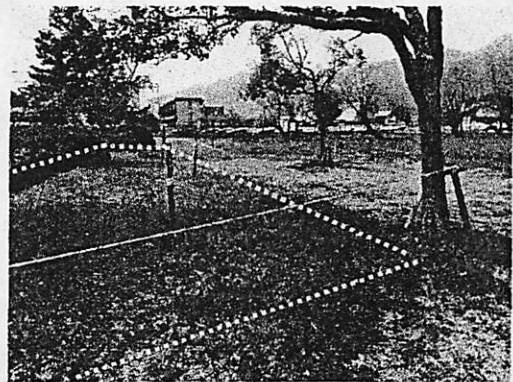
・指定にかかる希少野生動植物種が生育できる環境を維持するため、維持管理等、野生動植物の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。



ハマエンドウ

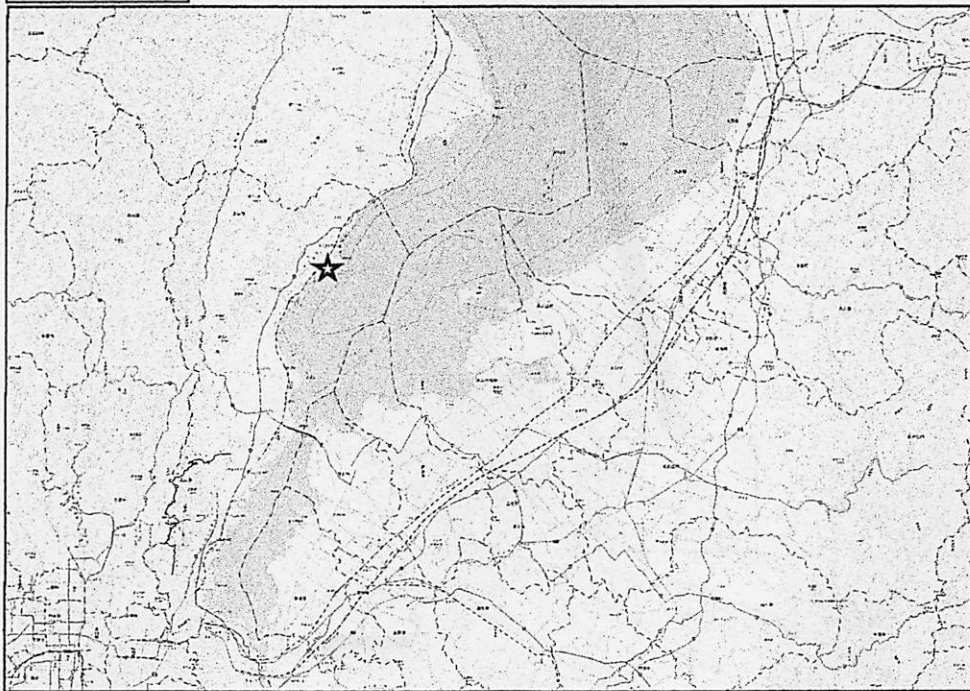


生育地保護区の状況



生育地保護区の状況

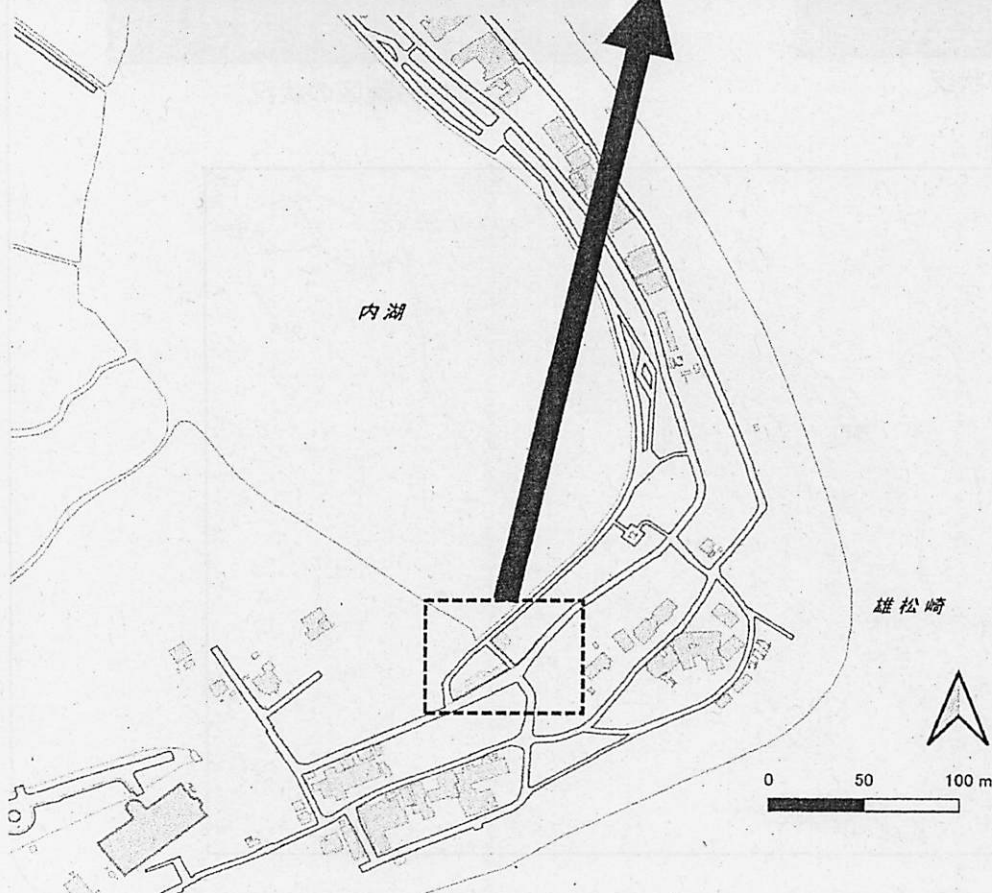
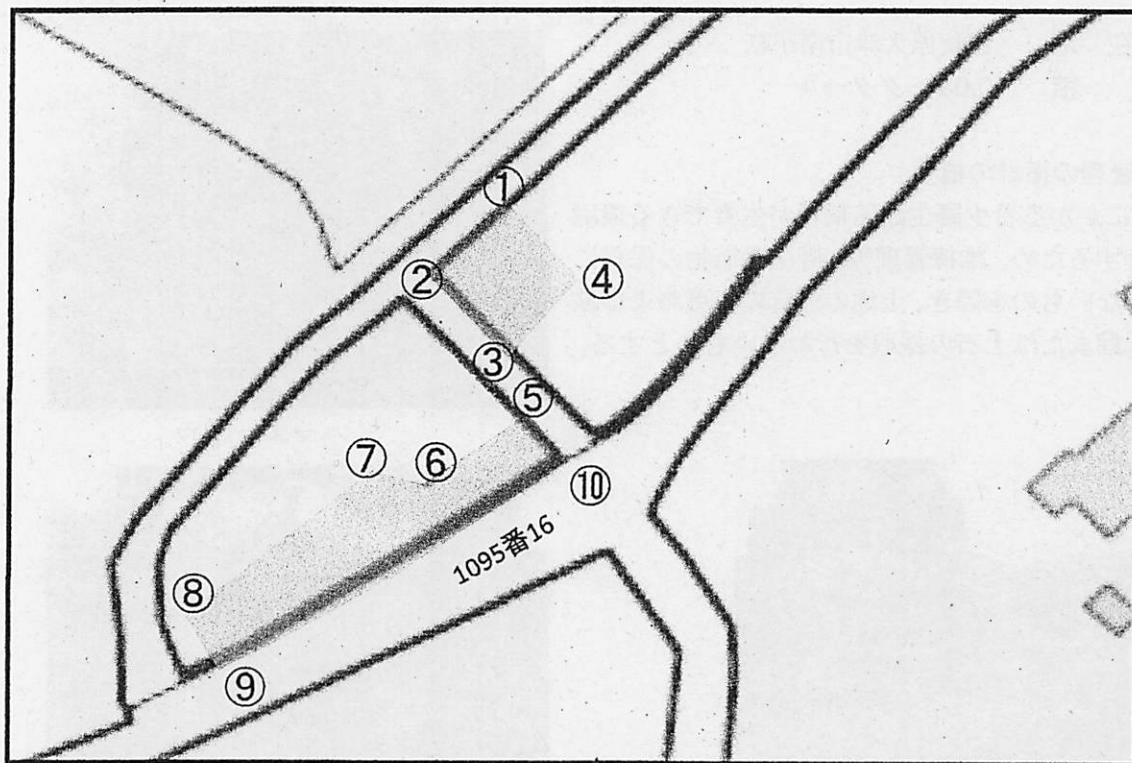
位置図



近江舞子ハマエンドウ
生育地保護区の区域図



生育地保護区の指定範囲



近江舞子ハマエンドウ生育地保護区保護指針（案）

1 名称

近江舞子ハマエンドウ生育地保護区

2 指定の区域

滋賀県大津市南小松 1095 番 9 の一部、1095 番 10 の一部、1095 番 22 の一部

3 指定に係る希少野生動植物種

ハマエンドウ *Lathyrus japonicus* (マメ科)

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) 指定の目的

本区域には、海浜性で琵琶湖岸の砂浜環境に分布するハマエンドウの生育が確認されている。ハマエンドウは、現在、滋賀県レッドデータブック 2015 年版で絶滅危惧種と評価され、さらに指定希少野生動植物種に指定されており、本種が良好な状態で生育している場所は県内では数少ないことから、本種の保護と琵琶湖岸を特徴づける砂浜の生態系の保全を図る上で、本区域を希少野生動植物種でもある本種の生育地保護区に指定する。

(2) 指定に係る希少野生植物種個体の生育のために確保すべき条件

当該地域の指定に係る希少野生動植物種は、琵琶湖岸の砂浜環境に適応したものである。このため、当該区域の土地利用の変化や植生の遷移を防ぎ、現状の砂浜環境と周辺を含めた植生を維持する必要がある。

(3) 生育条件の維持のための環境管理の指針

■ 土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取

本区域においては、指定にかかる希少野生動植物種が生育できる湖岸環境を維持するため、砂浜の維持管理、周辺を含めた植生や野生動植物の生息・生育状況の調査、その他指定にかかる希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。

■ 環境管理

個体の採集等、条例違反行為に対する巡視を行うほか、土地の所有者、地元の南小松自治会、本種の生態や保全に詳しい専門家と協議しながら、指定に係る希少野生動植物種の良好な生育環境の維持に努めるものとする。

※ 参考文献

葛山博次・鈴木義忠 (2016) ハマエンドウ. In: 滋賀県いきもの総合調査委員会 (編) 滋賀県で大切にすべき野生生物 - 滋賀県レッドデータブック 2015 年版. p.94. サンライズ出版, 彦根.

大谷一弘 (2016) 61 比良川河口のハマエンドウ群落. In: 滋賀県自然環境研究会 (編) 滋賀県特定植物群落調査報告書 - 社叢林・草原・湿原・沈水植物編.

和邇今宿ハマエンドウ生育地保護区指定（案）の概要

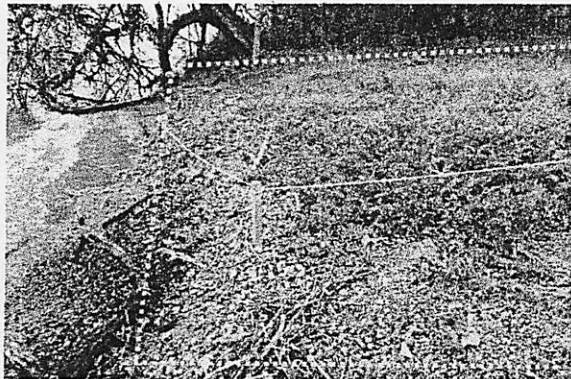
- 所在地 滋賀県大津市和邇今宿
- 面積 0.02ヘクタール
- 保護対象種 ハマエンドウ

○ 環境管理の指針の概要

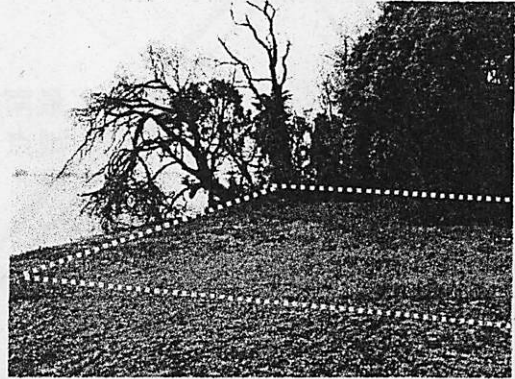
・ 指定にかかる希少野生動植物種が生育できる環境を維持するため、維持管理等、野生動植物の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。



ハマエンドウ

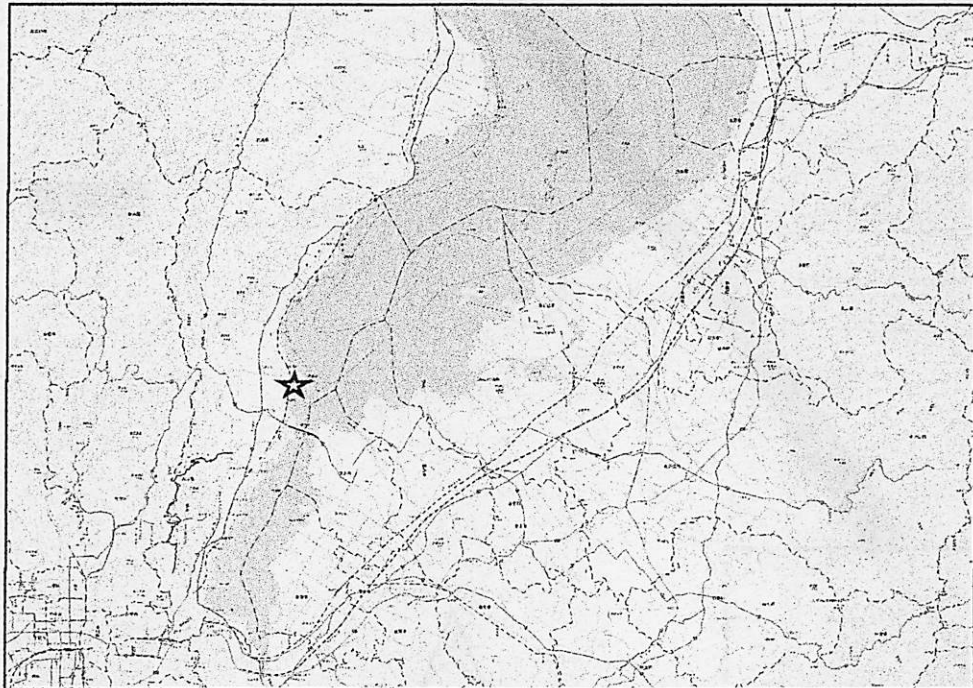


生育地保護区の状況



生育地保護区の状況

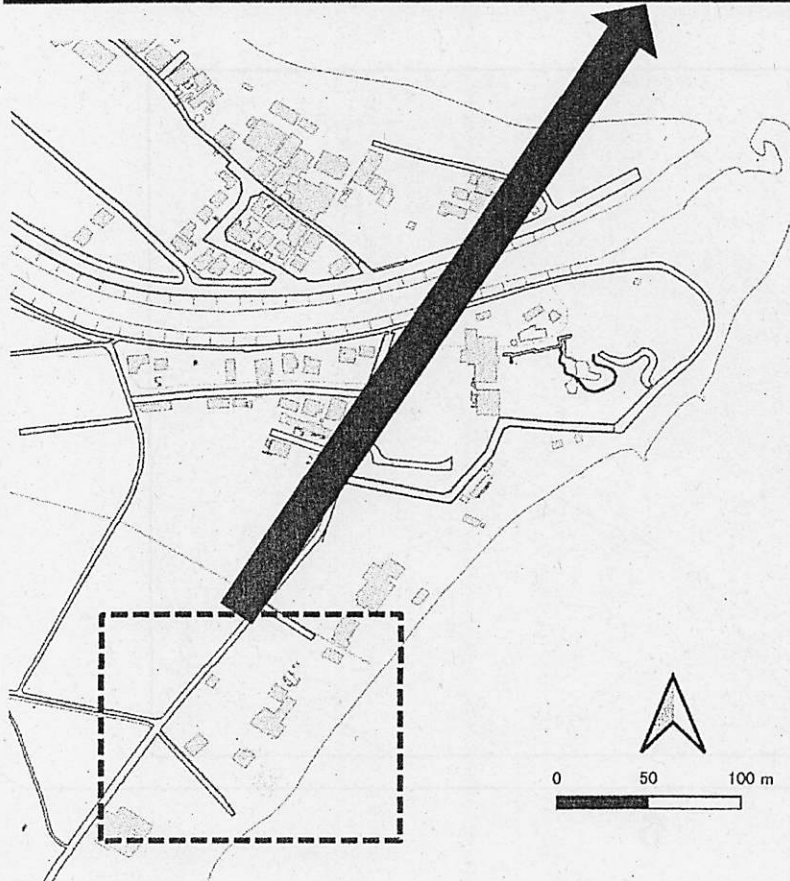
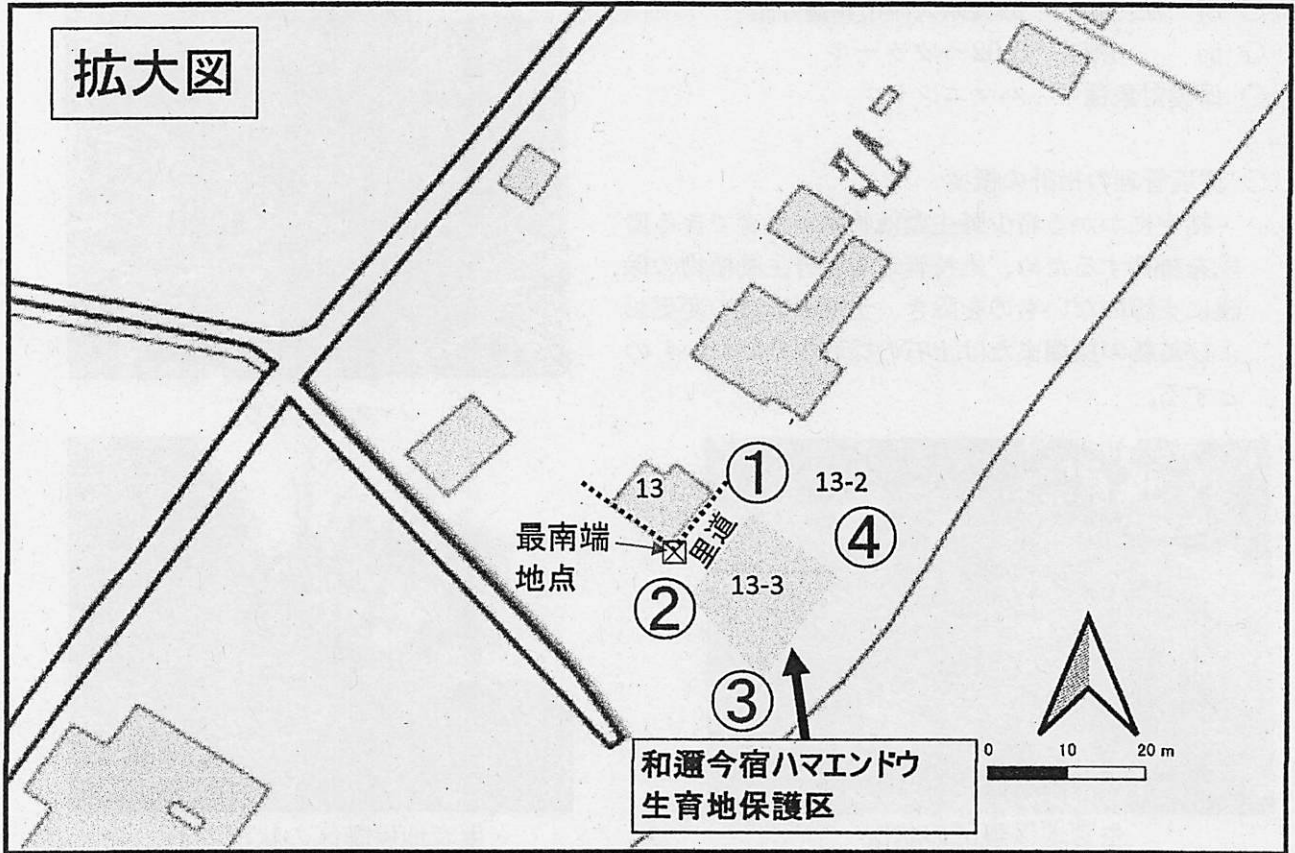
位置図



和邇今宿ハマエンドウ
生育地保護区の区域図

生育地保護区の指定範囲

拡大図



琵琶湖

和邇今宿ハマエンドウ生育地保護区保護指針（案）

1 名称

和邇今宿ハマエンドウ生育地保護区

2 指定の区域

滋賀県大津市和邇今宿 13 番 3 の一部

3 指定に係る希少野生動植物種

ハマエンドウ *Lathyrus japonicus* (マメ科)

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) 指定の目的

本区域には、海浜性で琵琶湖岸の砂浜環境に分布するハマエンドウの生育が確認されている。ハマエンドウは、現在、滋賀県レッドデータブック 2015 年版で絶滅危惧種と評価され、さらに指定希少野生動植物種に指定されており、本種が良好な状態で生育している場所は県内では数少ないことから、本種の保護と琵琶湖岸を特徴づける生態系の保全を図る上で、本区域を希少野生動植物種でもある本種の生育地保護区に指定する。

(2) 指定に係る希少野生植物種個体の生育のために確保すべき条件

当該地域の指定に係る希少野生動植物種は、琵琶湖の湖岸環境に適応したものである。このため、当該区域の土地利用の変化や植生の遷移を防ぎ、現状の生育環境と周辺を含めた植生を維持する必要がある。

(3) 生育条件の維持のための環境管理の指針

■ 土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取

本区域においては、指定にかかる希少野生動植物種が生育できる湖岸の環境を維持するため、砂浜の維持管理、周辺を含めた植生や野生動植物の生息・生育状況の調査、その他指定にかかる希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。

■ 環境管理

個体の採集等、条例違反行為に対する巡視を行うほか、土地の所有者、本種の生態や保全に詳しい専門家と協議しながら、指定に係る希少野生動植物種の良好な生育環境の維持に努めるものとする。

※ 参考文献

葛山博次・鈴木義忠(2016) ハマエンドウ. In: 滋賀県いきもの総合調査委員会(編) 滋賀県で大切にすべき野生生物 - 滋賀県レッドデータブック 2015年版. p.94. サンライズ出版, 彦根.

大谷一弘(2016) 61 比良川河口のハマエンドウ群落. In: 滋賀県自然環境研究会(編) 滋賀県特定植物群落調査報告書 - 社叢林・草原・湿原・沈水植物編.

希少野生動植物の生息・生育地保護区（10箇所・令和2年2月現在）

保護区名	所在地	面積 [Ha]	施行日	保護対象種
① 地蔵川ハリヨ生息地保護区	米原市 醒井	0.4	H20.4.1	ハリヨ
② 山門湿原ミツガシワ等生育地保護区	長浜市 西浅井町山門	35.3	H20.4.1	ミツガシワ等 11種
③ 油日サギスゲ等生息・生育地保護区	甲賀市 甲賀町油日	8.1	H21.3.1	サギスゲ、ナゴヤダルマガエル等 14種
④ 布施溜・新溜水生植物生育地保護区	東近江市 布施町	15.1	H22.3.31	ガガブタ、カイツブリ等 7種
⑤ 瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区	甲賀市 土山町前野	0.2	H22.3.31	ユキワリイチゲ
⑥ 佐目風穴コウモリ類および石灰岩性植物生息・生育地保護区	多賀町 佐目	3.7	H23.3.31	テングコウモリ、コバノチヨウセンエノキ等 11種
⑦ 甲津畑町セツブンソウ生育地保護区	東近江市 甲津畑町	0.12	H23.3.31	セツブンソウ
⑧ 醒井養鱒場サルオガセ類生育地保護区	米原市 上丹生	0.9	H24.3.31	アカサルガオセ等 8種
⑨ 佐波江浜湖岸動植物生息・生育地保護区	近江八幡市 佐波江町	5.1	H25.3.31	ハマゴウ、タチスズシロソウ
⑩ 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区	彦根市 新海浜	1.6	H26.3.31	ハマゴウ、ハマエンドウ



〇ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（抜粋）

平成18年3月30日

滋賀県条例第4号

改正 平成27年3月23日条例第8号

平成31年3月22日条例第46号

第1条～第20条（省略）

（生息・生育地保護区）

第21条 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、生息・生育地保護区として指定することができる。ただし、法第36条第1項の規定により生息地等保護区に指定された区域については、当該指定に係る法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種と同一の種を対象とする生息・生育地保護区として指定することはできない。

- 2 前項本文の規定による指定（以下この条および次条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針を定めるものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会および関係市町の長の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針の案（次項において「指定案」という。）を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しななければならない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。
- 6 知事は、第4項に規定する縦覧期間満了後、指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。
- 7 知事は、指定をするときは、その旨ならびに指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針を告示しなければならない。

- 8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 知事は、生息・生育地保護区に係る希少野生動植物種の個体の生息または生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるときまたは指定を継続することが適当でないとき、指定を解除しなければならない。
- 10 第3項、第7項および第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。
- 11 生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をする者は、第2項の指針に留意しつつ、希少野生動植物種の保護に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければならない。

(一部改正〔平成31年条例46号〕)

(保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の禁止)

第21条の2 生息・生育地保護区の区域内においては、当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種(国内希少野生動植物種等である希少野生動植物種および指定希少野生動植物種を除く。以下「保護対象希少野生動植物種」という。)の生きている個体は、捕獲等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 生計の維持のため特に必要があり、かつ、保護対象希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれのない場合として規則で定める場合
- (3) 人の生命または身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(追加〔平成31年条例46号〕)

(保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等の許可)

第21条の3 生息・生育地保護区の区域内においては、学術研究または繁殖の目的その他規則で定める目的で保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 第16条第2項から第9項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「第1項」とあるのは「第21条の3第1項」と、「指定希少野生動植物種」とあるのは「保護対象希少野生動植物種」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第21条の3第1項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する前項」と、同条第7項中「第5項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する第5項」と、「前項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する前項」と、同条第8項中「第5項」とあるのは「第21条の

3 第2項において読み替えて準用する第5項」と、「第6項」とあるのは「第21条の3第2項において読み替えて準用する第6項」と読み替えるものとする。

(追加〔平成31年条例46号〕)

(行為の届出)

第22条 生息・生育地保護区の区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、または増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、または土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、または干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位または水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採すること。
- (7) 当該生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種の個体の生息または生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

2 知事は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)があった場合において届出に係る行為が前条第2項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為を禁止し、もしくは制限し、または必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して30日(30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間)を経過した後または第5項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨およびその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日(第3項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間)を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、知事が希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(2) 通常の管理行為または軽易な行為で規則で定めるもの

(3) 指定がされた時において既に着手している行為

(一部改正〔平成31年条例46号〕)

(措置命令等)

第23条 知事は、第21条の3第1項の許可を受けた者が同条第2項において読み替えて準用する第16条第9項の規定に違反し、または第21条の3第2項において読み替えて準用する第16条第4項の規定により付された条件に違反した場合において、保護対象希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、飼養等のための施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 知事は、第21条の3第1項の許可を受けた者がこの条例もしくはこの条例に基づく規則の規定またはこの条例に基づく処分に違反した場合において、保護対象希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

3 知事は、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、生息・生育地保護区の区域内において前条第1項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

4 知事は、前条第1項の規定による届出をしないで同項各号に掲げる行為をした者または同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護に支障を及ぼした場合において、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他希少野生動植物種の個体の生息地または生育地の保護のため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(一部改正〔平成31年条例46号〕)

(報告徴収および立入検査等)

第24条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第21条の3第1項の許可を受けている者に対し保護対象希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について、生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者に対しその行為の実施状況その他必要な事項について、それぞれ報告を求めることができる。

2 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生息・生育地保護区の区域内の土地もしくは保護対象希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、保護対象希少野生動植物種の個体、飼養等のための施設、書類その他の物件もしくは

生息・生育地保護区の区域内において第22条第1項各号に掲げる行為をした者がした行為の実施状況について検査させ、もしくは関係者に質問させ、またはその行為が希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

- 3 前項の規定による立入検査または立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項および第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(一部改正〔平成31年条例46号〕)

(損失の補償)

第25条 県は、第22条第2項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の損失の補償に関し必要な事項は、規則で定める。

第25条の2～第50条 (省略)

(国等に関する特例)

第51条 国、地方公共団体その他規則で定める公共団体（以下この条において「国等」という。）が行う事務または事業については、第14条、第15条、第20条、第21条の2、第22条第1項、第23条第3項、第24条第1項および第2項、第28条第1項および第3項、第30条ならびに第33条第1項の規定は、適用しない。

- 2 国等は、第15条第3号に掲げる場合以外の場合に指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、または第21条の2第3号に掲げる場合以外の場合に保護対象希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ知事に協議しなければならない。
- 3 国等は、第22条第1項または第28条各項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、またはしようとするときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(一部改正〔平成31年条例46号〕)

(規則への委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条または第21条の2の規定に違反した者
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略

(一部改正〔平成31年条例46号〕)

第54条 第16条第4項(第21条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔平成31年条例46号〕)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項の規定による届出をしないで同項各号に掲げる行為をし、または虚偽の届出をした者
- (2) 第22条第2項の規定による命令に違反した者
- (3) 省略

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第8項(第21条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して許可証または従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

(一部改正〔平成31年条例46号〕)

(両罰規定)

第57条 省略